

趣味を通じ「探求の最前線」を目指した自走可能なコミュニティ創出事業に係る募集要項

2026年3月

公益社団法人福島相双復興推進機構  
広域まちづくりグループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「機構」という。）では、趣味を通じ「探求の最前線」を目指した自走可能なコミュニティ創出事業業務委託を、以下の要領で広く募集します。

## 1. 事業の目的（概要）

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から15年が経過したが、特に甚大な被害を受けた福島12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村：以下、「12市町村」という。）では、未だ帰還できていない事業者と住民が存在し、震災前の活力を取り戻せていない。

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「機構」という。）では、事業再開及び帰還促進と並行し、なりわいや賑わいの再生・創出を目的に、交流・関係人口の拡大に向けた様々な取組みを実施している。これらの取組を通じて、関係人口の創出やコミュニティ形成が進みつつある。

機構はこれまで、関係人口創出に関する取組みの中で、12市町村でのフィールドワーク等を実施してきたが、地域側（教える側）と関係人口側（教えられる側）という上下関係（非対称性）が残り、関係人口側が受動的になりがちであった。また、12市町村を被災地として認識しすぎるあまり、継続する日常として当該地域を落とし込めていない点が課題であると認識している。

そこで、本事業では、12市町村と県内外の市井の人々を、「好き」や「偏愛」を起点にした共通のテーマに基づく知的好奇心で繋ぐ「部活動」を通じ、12市町村を舞台に探求を続ける生涯の仲間づくりにつなげることで、個人間の関係性の深化と良質な関係人口コミュニティ創出を目指す。

## 2. 事業内容

(1) 件名 趣味を通じ「探求の最前線」を目指した自走可能なコミュニティ創出事業

(2) 業務内容等

受託者は、上記の目的を踏まえた上で、以下①～⑧の業務を行う。なお、受託者の

創意工夫により各実施項目の更なる成果を見込める場合、機構と予め協議し、機構の承認が得られた場合、異なる内容を実施することも可とする。

#### ① テーマの選定と部活動の創部

受託者は、本事業を通じて12市町村内（福島県内）・県外の市井の人同士によるコミュニティを創出するために、12市町村に根付く暮らしや文化、産業等の背景を加味したテーマを3つ選定し、テーマごとに部活名を設定の上、3部を創部する。テーマについては次の要件を満たすこととし、うち1テーマについては「昆虫、生き物、里山」に関するテーマを必須とする。選定に当たっては、機構と十分に協議を行うこととする。

- a. 12市町村内で代々受け継がれている文化や伝統、産業などに着眼したものであること。（例えば「食」「ものづくり」「手仕事」「遺跡」「釣り」など）
- b. 前項に挙げるテーマについて12市町村内で継続的に取り組んでいる人材・団体（個人、団体は問わない）が存在していること。（後述する「地域ナビゲーター」）
- c. 参加する部員にとって「偏愛」となり得るコンテンツであること。

#### ② 協業するキーパーソンの選定

各テーマには12市町村内でそのテーマを軸に活動を行っている人材・団体を発掘し「地域ナビゲーター」として1名以上、またそのテーマに対して造詣の深い専門家人材を「顧問」として1名以上選定すること。（「地域ナビゲーター」および「顧問」を総称して以下「キーパーソン」という。）キーパーソンについては、それぞれ次に掲げる要件を満たすこととし、活動への指導・助言に係る適切な謝金の支払いを行うこと。なお、選定に当たっては、機構と十分に協議を行うこととする。

- a. 当事業の目的である、部活動を通じた関係人口のコミュニティ化に賛同していること。
- b. 「地域ナビゲーター」については、設定したテーマに対する12市町村内での活動実績または高い関心を有しており、そのテーマの継承や新たな価値創出に対して前向きであること。
- c. 「顧問」については、福島県外からの部員を募集するにあたり、十分な集客能力を有する実績や知名度のある人材であり、12市町村を探求のフィールドとして、自身の取組の発展・深化を志していること。
- d. 前述のb.ならびにc.は互いの活動に敬意を持ち、活動に取り組む意思がある

こと。

### ③ 部活ごとの活動計画の策定および実施・運営管理

受託者は、キーパーソンらも含めた部員同士がテーマの探求を通じて良質な関係性を構築できるよう、キーパーソン両者と十分に協議の上、活動方法、場所などを具体的に想定した年間の活動計画を策定し、コンプライアンスや安全に配慮しつつ円滑な実施・運営管理を行う。

とりわけ、未成年者・児童なども参加する部活動の際には、十分な安全対策を講じること。

なお、各活動は次に掲げる要素を加味し、部活動の文脈を考慮した以下のような呼称を例に、部員が親しみやすい通称をつけ、機構と十分に協議を行った上で活動計画を立案する。

- a. 入部式：部活ごとに対面で実施（場所は問わないが、12市町村内が望ましい）
- b. 遠征（フィールドワーク）：12市町村内で1泊2日以上の日程でテーマに相応しい活動を年間2回以上実施
- c. デジタル部室：適切なデジタルツール（Facebookグループ等）を活用したオンラインでの情報交換の実施
- d. 練習試合：キーパーソン両者および部員が集まった対面での座学（開催場所は東京）
- e. 文化祭：全部活が一同に会した年間活動を終えた活動報告・共有の実施（開催場所は東京、12市町村問わない）
- f. その他自主練：各部活においてテーマを深めることができる類似活動への参加など、コミュニティ醸成のために必要な回数を設定

### ④ 参加者の募集

受託者は、本事業への参加を通じて自身の偏愛的興味を深め、ともに知的好奇心を刺激し合う仲間づくりに賛同することで、12市町村に継続的に関わる「関係人口」となり得る市井の参加者を募集する。なお、部員の募集に際しては次の要件に従うこととする。

- a. 主に首都圏等在住者に向けて、東日本大震災・原子力災害から15年にあって復興に向けて邁進している12市町村を「課題の地」ではなく、「知的好奇心の探求の場」として再定義の上、発信する。
- b. 12市町村が、偏愛的趣味の「探求の最前線」であることをPRし、上記（2）

で選定したキーパーソンや12市町村内の人々とともに活動できるメリット、およびプログラムの趣旨等を的確に伝えながら、本事業の参加者を募集する。

- c. 上記a.b.を踏まえた上で、事業の象徴となるロゴデザインを制作し、発信に活用する。
- d. 集客の手段に関してはSNSを活用した告知を必須とし、機構と協議の上、必要に応じてコンセプトや趣旨説明のためのイベント等を開催することも可とする。
- e. 「顧問」を経由した各テーマの偏愛層や、受託者が既に有しているコネクションや連携の実績も活かしながら、地方創生（とりわけ12市町村）やコミュニティ活動に関心の高い層に対しては直接的にアプローチし、参加者の募集を実施する。
- f. 12市町村内からの参加者については、各部署で連携する「地域ナビゲーター」に集客業務の協力を要請することができる。なお、12市町村内の部員に関する集客が難しい場合、福島県内とすることができる。

#### ⑤ 参加者の選定業務

受託者は上記④で募集した参加申込者を集約し、部員の選定を行い、各部活につき12市町村内（福島県内）と県外からそれぞれ10名程度、計20名程度の部員を選定する。ただし人数の解釈については、コミュニティとしての今後の新陳代謝を目的とし、デジタル部室や合同練習（座学）などのコミュニティ醸成イベントのみに参加した人数も次年度以降の部員の潜在層として、柔軟に考慮する。

また、機構が主催する他事業に参加経験のある人材を機構から部長として推薦する場合がある。

なお、参加者は、次の要件を満たすこととし、その選定に当たっては、機構と十分に協議を行うこととする。

- a. 地域との関わりに関心があり、前向きであること、受け身でなく主体的であること。
- b. 偏愛的な趣味を軸に、12市町村での活動の広がりを共に見出すことができること。
- c. 12市町村内の地域住民との関係性構築を望んでいること。
- d. 未成年者が参加する場合、保護者の同意があること。本人のみで移動・参加することが難しい児童などの場合、保護者が同伴して部活に参加できること。

#### ⑥ 部活動の活動状況に関する情報発信

本事業の参加者以外で偏愛テーマに関心の高い層の12市町村への関心を惹起させることを目的とし、潜在層に対するアプローチが可能なメディアやSNS等を活用した上で、本事業の実施状況（各部活の活動状況）に関する情報発信を行う。その際、部員の集客用に開設したSNSアカウントを活用する。なお、具体的な内容については、効果的な発信となるよう工夫するとともに事前に機構と協議を行うこととする。

#### ⑦ 本事業の結果の総括

受託者は、上記①～⑥の実施結果を整理した上で、「偏愛」や「12市町村」を“共通言語”としたコミュニティやネットワークの構築がもたらした参加者への影響や、このネットワークが参加者とキーパーソン等の双方にとってどのような力を持っているか、12市町村が参加者にとってどのような存在になっているかなどについて、アンケートを基に分析するとともに、本事業が12市町村の関係人口化へどのように・どの程度寄与しているか検証する。

#### ⑧ 事業報告

受託者は、上記⑦をとりまとめた後、可及的速やかに本事業に関する報告会を実施する。開催時期等は以下の通り。

ア 時期：本事業の業務が終了次第

イ 場所：福島県福島市栄町6-6 福島セントランドビル 会議室

※対面での実施を原則とする。感染症の蔓延やその他やむを得ない事情等によっては、オンライン開催も可能とする。

ウ 参加者：受託者及び機構

#### (3) 締結後の提出書類・納入物

- ① 業務報告書（電子媒体）
- ② その他機構が必要と認める書類

#### (4) 納入場所

〒960-8031 福島県福島市栄町 6-6 セントランドビル 4 階

公益社団法人 福島相双復興推進機構 広域まちづくりグループ

### 3. 応募資格

本支援業務の申請者は、次の条件を満たす法人とする。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めるが、その場合は幹事法人を決め、幹事法人が企画提案書を提出すること。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできない。）

#### ⑦ 契約の要件

予算規模：10,902,000円（税別）を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、機構と調整した上で決定する。

### 4. 応募手続き

#### (1) 募集期間

募集開始日：2026年3月25日（水）

提案書提出期限：2026年4月27日（月）12時必着

#### (2) 質問期限及び回答方法

質問期限：2026年4月2日（木）12時まで

別紙「（様式3）質問表」に質問事項を記載のうえ、下記問い合わせ先へ電子メール（様式任意）により質問すること。

回答予定：2026年4月7日（火）以降、当機構ホームページ  
（<https://www.fsrt.jp/procurement>）に回答を掲載する。

#### (3) 参加表明

参加表明期限：2026年4月21日（火）17時まで

参加表明は、別紙「（様式1）申請書」により下記8.記載 E-mail アドレスに回答すること。

なお、参加表明のない申請者からの応募は受け付けない。

#### (4) 応募書

① 以下の書類を「（5）応募書類の提出先」により提出すること。

- (a) 申請書（様式1）
- (b) 提案書（様式任意（「（参考）提案書様式」を参考に作成すること））
- (c) 見積書（様式任意。ただし「（様式2）見積書様式」を参考に作成すること）
- (d) 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- (e) 直近の財務諸表
- (f) 業務委託契約書（案） ※代案がある場合

(g) 質問表 ※質問がある場合指定期日までに提出

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。  
なお、応募書類は返却しません。

③応募書類等の作成費は経費に含まれません。

④採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

(5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより8. 記載のE-mailアドレスに提出すること。

① 資料に不備がある場合は審査対象外となる。

② 1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となるため、10MBを超える場合は、複数回に分けて送信すること。

(6) 秘密情報

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとする。

5. 審査について

(1) 審査方法

応募書類について、1次審査を書面にて、2次審査をプレゼンテーションにて総合的に審査・評価し、その結果に基づき委託候補者（優先交渉者）を選定する。

なお、応募者が4者以上の場合は、1次審査にて3者程度まで絞った上で、2次審査を実施する。

(2) 審査方法

審査にあたっては提案書を別添「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

(3) 審査スケジュール（予定）

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

① 1次審査の結果：2026年4月30日（木）までに参加者に通知する。

② 2次審査：2026年5月8日（金）9時～17時の間、40分間程度

弊機構の会議室で行う。詳細は、1次審査の合格者へ案内する。

(4) 調達候補先の決定及び通知について

審査結果および調達候補とされた申請者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知する。

## 6. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

委託候補先とされた申請者について、機構と提案者との間で委託契約を締結することになる。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となることに留意すること。契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書（案）を基に Word の校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

## 7. 提案書・見積書に記載すべき事項

### (1) 提案書

様式は任意とするが、別紙「（参考）提案書様式」を参考に作成すること。

#### ① 事業の目的、内容

事業目的

事業内容

#### ② 事業実施計画

事業実施計画

#### ③ 事業実施体制

事業実施体制

組織としてのネットワーク・人的基盤

事業従事予定者の専門性、類似事業実績

業務遂行のための経営基盤・管理体制

### (2) 見積書

①様式は任意とするが、別紙「（様式2）見積書様式」を参考に作成すること。

#### ②人件費

#### ③事業費

#### ④再委託費/外注費

#### ⑤一般管理費

(a) 見積内訳書には、作業内容、工数（単位：時間（h）・回 等）、費用を明記すること。

- (b) 業務実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、調査費（資料購入・外部リサーチ機関利用）（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含めること。
- (c) 作業内容の一部を協力会社へ再委託する場合には、提案書にその範囲（再委託の理由・再委託先の名称・経歴，業務内容，再委託の金額等）を明確に記載すること
- (d) 一般管理費率は、原則として再委託費（外注費）を除く費用の10%以下とする。  
ただし、10%を超える場合は、その理由（根拠）等を明記すること。

## 8. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル  
公益社団法人 福島相双復興推進機構  
総務調整グループ業務調整部契約管理課  
担当：高橋、綿引（070-3813-6977）  
E-mail：[kikou-koubo\\_3@fsr.or.jp](mailto:kikou-koubo_3@fsr.or.jp)  
お問い合わせは原則として電子メールでお願いします。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

公益社団法人福島相双復興推進機構 あて

趣味を通じ「探求の最前線」を目指した自走可能なコミュニティ創出事業申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E - m a i l	